

京都市消防局訓令乙第18号

各 部
防 災 危 機 管 理 室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防、救助、救急に関する操法の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

京都市消防局長 森 澤 正 一

第6条第2項各号列記以外の部分中「の各号に定める」を「に掲げる」に改め、同項第1号中「体の前で円を描く」を「真上に上げる」に改め、同項第2号中「挙げ、数回ひじを屈折させる」を「上げる」に改め、同項第3号中「数回」を削り、同項第4号中「両手で」を「両腕」に改め、同項第5号中「体の前で」を「横に」に改め、同項第6号中「右手又は旗を頭上で連続して振る」を「両手又は片手の手のひらを示す」に改め、同項第7号中「前後」を「左右」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「の各号に定める」を「に掲げる」に改め、同項第2号及び第3号中「長声」を「短声」に改め、同項第4号中「短声1声」を「短声2声」に改め、同項第5号中「2声」を「1声」に、「1声」を「3声」に改め、同項第6号中「3声」を「1声」に、「1声」を「4声」に改め、同項第7号中「連続短声」を「短声連続」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「の各号に定める」を「に掲げる」に改め、同項第4号中「2打と」を「1打と」に改め、同項第5号中「2打」を「1打」に、「1打」を「3打」に改め、第6号中「3打」を「1打」に、「1打」を「4打」に改め、同項第8号中「1打」を「2打」に改め、同項第9号中「1打」を「3打」に改め、同条第5項各号列記以外の部分中「の各号に定める」を「に掲げる」に改め、同項第1号中「1回」を「大きく1回」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「1回引き、

続いて」及び「小さく」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号中「2回小さく引き、反復する」を「4回引く」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第6号を第5号とし、第7号及び第8号を削り、同条第6項各号列記以外の部分中「燈火」を「灯火」に、「の各号に定める」を「に掲げる」に改め、同項第1号中「体の前で円を描く」を「円を描き、垂直に降ろす」に改め、同項第2号中「体の前で水平に振る」を「水平に振ったのち、垂直に降ろす」に改め、同項第3号中「体の前で水平に振ったのち垂直に降ろす」を「円を連続して描く」に改め、同項第4号中「連続して体の前で円を描く」を「上下に振る」に改め、同項第5号中「体の前で」を「横に」に改め、同項第6号中「体の前で連続して」を削り、同項第8号及び第9号中「垂直に」の右に「連続して」を加える。

第49条各号列記以外の部分中「の各号に定める」を「に掲げる」に改め、同条第2号中「2番員の「よし」の合図で2番員と」を「両足で吸管を支え、3番員の「よし」の合図で3番員と」に、「変り3番員」を「変わり、2番員」に改め、「のち吸管結合部」の右に「に至り、当該結合部」を加え、「吸水後」を「ポンプの計器盤側に至りエンジンを始動して「始動よし」と呼唱し、続いて吸水操作を行い、吸水完了を確認して」に改め、同条第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 2番員は、第1号の号令で吸管ストレーナー部近くに至り、吸管を腰部まで持ち上げ、1番員の「よし」の合図で1番員及び3番員と協力して吸管がよじれないようにして吸口に結合しやすい位置に吸管を伸長したのち、吸管ロープを吸管ロープ取付環に取り付け、左手で吸管を下から支え持ち、右手で吸管ロープを握り、3番員の「よし」の合図でせいつに吸管投入位置まで進み「よし」と合図して吸管を投入し、続いて吸管ロープを小型ポンプの固定物に巻結びにより結着する。

(4) 3番員は、第1号の号令で吸管中央部付近に至り、吸管を腰部まで持ち上げ、

1番員の「よし」の合図で1番員及び2番員と協力して吸管がよじれないようにして吸口に結合しやすい位置に吸管を伸長したのち、1番員のおおむね2歩後方で吸管をまたいで両足で吸管を支え、両手で吸管を下から持ち「よし」と合図し、1番員の「結合よし」の合図で吸管の左側中央部に変わり吸管を両手で抱えて「よし」と合図し、2番員とせいいつに吸管投入位置まで進み、2番員の「よし」の合図で吸管投入の補助を行ったのち、吸管まくらを吸管の屈折部に取り付け、1番員の「吸水よし」の合図があるまで吸管を監視する。

第50条各号列記以外の部分中「の各号に定める」を「に掲げる」に改め、同条第2号から第4号までを次のように改める。

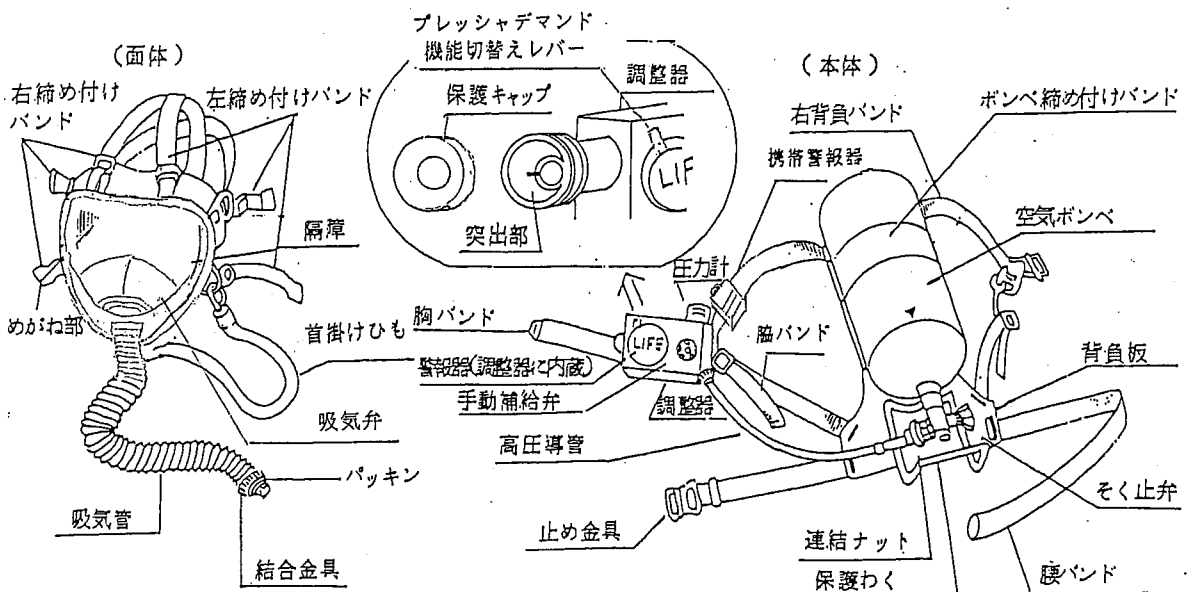
- (2) 1番員は、前号の号令で吸管結合部の締め付けを緩め、結合部からおおむね1メートルの位置で吸管左側に変わり吸管を両手で抱え、2番員の「よし」の合図で2番員の吸管引上げ操作を補助し、3番員の「よし」の合図で2番員及び3番員と協力して吸管を直伸させたのち、吸口に面して吸管をまたいで両足で吸管を支え、3番員の「よし」の合図で吸管を吸口から離脱し「離脱よし」と合図したのち、吸管左側でストレーナー側に向きを変え、結合部付近を両手で脇に抱え上げて排水を行い、2番員の「排水よし」の合図で、吸管結合部付近を両手で腰部付近に保持し「よし」と合図して、2番員及び3番員とせいいつに吸管を元の位置まで搬送して置いたのち、吸口ふたを取り付ける。
- (3) 2番員は、第1号の号令で吸管ロープのポンプ側結着をほどいたのち、ロープをたぐりながら吸管投入位置へ移動し、両手で吸管ロープを握り「よし」と合図して1番員及び3番員の補助を受けて吸管を引き上げ、いったん地上に置き、吸管ロープを吸管ロープ取付環から外したのち、吸管ストレーナー部付近を両手で抱え持ち、3番員の「よし」の合図で、1番員及び3番員と協力して吸管を直伸させ地上に降ろし、ストレーナー側に向きを変え折りひざ姿勢で左手で吸管を上

から抱え持ち、右手でストレーナー部分を軽くおさえて排水し、排水が完了したとき「排水よし」と合図し、吸管を両手で腰部付近まで持ち上げ、1番員の「よし」の合図で1番員及び3番員とせいつに吸管を元の位置まで搬送して置く。

- (4) 3番員は、第1号の号令で吸管まくらを取り外して地上に置き、吸管の左側中央部に至り、吸管を両手で抱え持ち、2番員の「よし」の合図で2番員の吸管引上げ操作を補助したのち、「よし」と合図して1番員及び2番員と協力して吸管を直伸させ地上に降ろし、1番員のおおむね2歩後方の位置で吸管をまたいで両足で吸管を支え、両手で吸管を下から持ち「よし」と合図し、1番員の吸管離脱操作を補助して、1番員の「離脱よし」の合図で吸管右側中央部に至り、ストレーナー側に向き、両手で吸管を腰部付近まで持ち上げ排水を行ったのち、吸管を両手で腰部付近に保持し、1番員の「よし」の合図で1番員及び2番員とせいつに吸管を元の位置まで搬送して置く。

第93条第29図を次のように改める。

第29図 空気呼吸器各部の名称



第95条各号列記以外の部分中「着準備を行う」を「着を準備する」に、「の各号に定める」を「に掲げる」に改め、同条第2号を次のように改める。

- (2) 操作員は、前号の号令で折りひざ姿勢をとり、左手で面体を持ち、面体の外観及び隔障、吸気弁、吸気管の結合金具のパッキングの各取付状態の点検を行い、面体の締め付けバンドを緩め「面体よし」と呼唱してその場に置き、左手で調整器を持ち右手で保護キャップを外して衣服のポケットに収納したのち、手動補給弁を左右に回して閉そく状態を確認し「手動補給弁よし」と呼唱し、続いて右手でそく止弁を最初はゆっくりと開放して調整器の警報器が鳴動するのを確認し、いったん全開したのち、半回転もどし、圧力計を確認して「圧力〇〇メガ」と呼唱し、調整器を静かにその場に置き、左背負いバンドの携帯警報器の取付け状態、外観及び機能点検を行い、各背負いバンドを調整したのち、立ち上がって「準備よし」と合図する。

第96条各号列記以外の部分中「空気呼吸器本体」を「空気呼吸器の本体」に改め、「の各号に定める」を「に掲げる」に改め、同条第2号を次のように改める。

- (2) 操作員は、前号の号令で折りひざ姿勢をとり、左手で左背負いバンドの、右手で右背負いバンドのそれぞれ上部を持ち、本体を静かに起こして持ち上げ、左から背部に回しながら左腕を左背負いバンドに通し、続いて右腕を右背負いバンドに通し、左右の脇バンドを締めて本体を背中に固定し「脇バンドよし」と呼唱し、胸バンドを締め「胸バンドよし」と、腰バンドを締め「腰バンドよし」とそれぞれ呼唱したのち、面体を取り上げて面体の首掛けひもを首に掛け、左手で調整器を、右手で吸気管の結合金具を持ち、調整器と吸気管を結合し「本体着よし」と合図する。

第97条を次のように改める。

(空気呼吸器の面体の着及び離脱)

第97条 空気呼吸器の面体を着装するには、次に掲げる号令及び要領による。

(1) 指揮者は、「面体着装」と号令する。

(2) 操作員は、前号の号令で折りひざ姿勢をとり、両手で保安帽のあごひもを緩め保安帽を頭の後ろにずらし、右手で面体のあご及びこめかみ部の右締め付けバンドを、左手で面体のあご及びこめかみ部の左締め付けバンドをそれぞれ2本ずつ握り、下顎部に面体をつけ、締め付けバンド部を頭部にかぶり、片方の手で軽く面体を顔面に固定し、もう一方の手でプレッシャデマンド機能切替えレバーを陽圧側にし、面体と顔面の隙間から空気が面体外へ噴出するのを確認したのち、手による信号を併用して「よし」と合図し、続いて頭髪を面体に挟み込まないように注意して締め付けバンドをあごのものから順に左右均等に締め付け、保安帽をかぶり、あごひもを締め、両手で吸気管を強く握り面体の密着状態を点検し、手による信号を併用して「密着よし」と合図し、続いて携帯警報器の警報スイッチを入れ「警報器よし」と呼唱したのち、立ち上がって手を上げて「面体着装よし」と合図する。

(3) 指揮者は、前号の操作員の「面体着装よし」の合図で、ボンベの圧力、本体及び面体の着装状態並びに携帯警報器のスイッチ並びにプレッシャデマンド機能切替えレバーの状態を点検し、異常のないときは「よし」と合図し、両手で操作員の肩をたたく。

2 空気呼吸器の面体を離脱するには、次に掲げる号令及び要領による。

(1) 指揮者は、「面体離脱」と号令する。

(2) 操作員は、前号の号令で折りひざ姿勢をとり、携帯警報器の警報スイッチを切り、プレッシャデマンド機能切替えレバーをもどし、続いて両手で保安帽のあごひもを緩め保安帽を頭の後ろにずらし、締め付けバンドを上部のものから順に緩め、面体を下顎部から外し、首掛けひもで首に掛け、保安帽をかぶり、あごひも

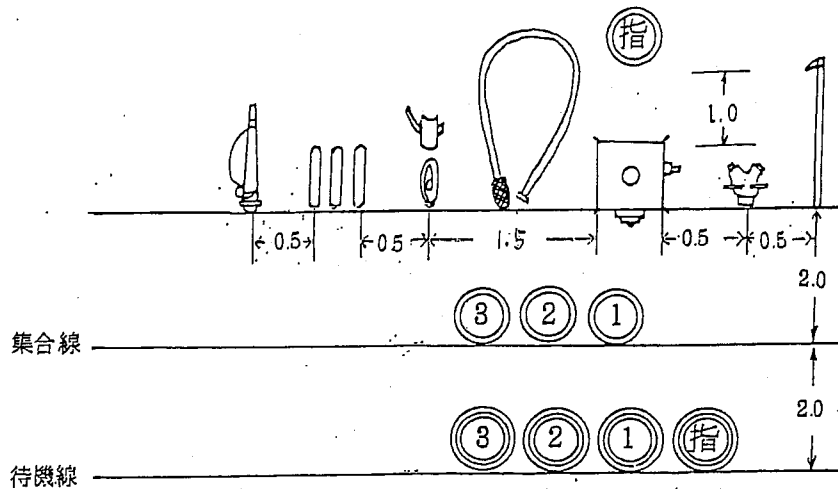
を締め「面体離脱よし」と合図する。

第98条の見出し中「空気呼吸器」を「空気呼吸器本体」に改め、同条各号列記以外の部分中「空気呼吸器」を「空気呼吸器の本体」に、「の各号に定める」を「に掲げる」に改め、同条第2号を次のように改める。

- (2) 操作員は、前号の号令で折りひざ姿勢をとり、左手で調整器を、右手で吸気管の結合金具を持ち、調整器と吸気管を離脱し、面体を元の位置に置き、調整器に保護キャップを取り付けたのち、腰バンド、胸バンドの順にバンドを外し、脇バンドを緩め、左手で左背負いバンドの上部を持ち、右腕を右背負いバンドから、続いて左腕を左背負いバンドからそれぞれ抜きながら本体を体の前面に回し、右背負いバンドの上部を右手で持ち、本体を静かに地上に降ろして前方へ倒し、圧力計を確認して「残圧〇〇メガ」と呼唱し、右手でそく止弁を閉じ「そく止弁よし」と呼唱し、続いて左手で調整器を持ち、右手でゆっくり手動補給弁を開き、高圧導管内の残留圧力の排出及び調整器の警報器が鳴動するのを確認し、手動補給弁を閉じ、再度プレッシャデマンド機能切替えレバーをいったん陽圧側にし、残圧を抜いたのち元にもどし、調整器を静かに置き、立ち上がって「よし」と合図する。

第247条第92図を次のように改める。

第92図 小型ポンプ操法の定位



凡例 (指) 印は待機線にいる操法実施者を示す。
以下図中において同じ

第248条各号列記以外の部分中「の各号に定める」を「に掲げる」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 小型ポンプ操法において延長するホース数は3本とする。

第248条に次の1号を加える。

(6) 小型ポンプ操法において使用する分岐管は、第3結合部に使用する。

第3編第4章を次のように改める。

第4章 小型ポンプ操法

(操法の開始)

第259条 小型ポンプ操法を開始するには、次に掲げる号令及び要領による。

- (1) 指揮者は、「操作かかれ」と号令し、吸管まくらを吸管投入位置付近に置き、吸管ロープを吸管が伸長される付近に伸ばして置いたのち、とび口及び分岐管を搬送し、3番員が延長する第2ホースのおす金具付近に分岐管を置き、火点に至り、とび口を構え上下に2回振り下ろして「検索よし」と呼唱したのち、ポンプ

側へおおむね10メートルもどり、2番員が分岐管付近に至ったときに「止まれ」「分岐管使用」「ホース1本延長」と号令し、再び火点付近に至り、2番員がホースを延長し火点近くに来たとき、とび口の柄尻で地上をさし「筒先位置」と号令して筒先位置を指示し、3番員が筒先側の余裕ホースを広げようとしたとき「始め」と号令し、第96図に示す位置でとび口を構え、3番員の補助姿勢を確認したのち「よし」と呼唱する。

(2) 1番員は、前号の「操作かかれ」の号令で、2番員及び3番員と協力して吸管伸長（第49条第2号から第4号までに定める要領によるものをいう。以下この条において同じ。）を行い、第1ホース及び第2ホースの連続延長の補助（第18条第3号に定める要領によるものをいう。）を行ったのち、第1ホースの延長を確認し、3番員が第2ホースの延長を始めたとき、余裕ホースを整理したのち、ポンプ計器盤側の位置で筒先側に面し整列休めの姿勢をとり、放水開始の受達（第249条第1号に定める要領によるものをいう。）を行う。

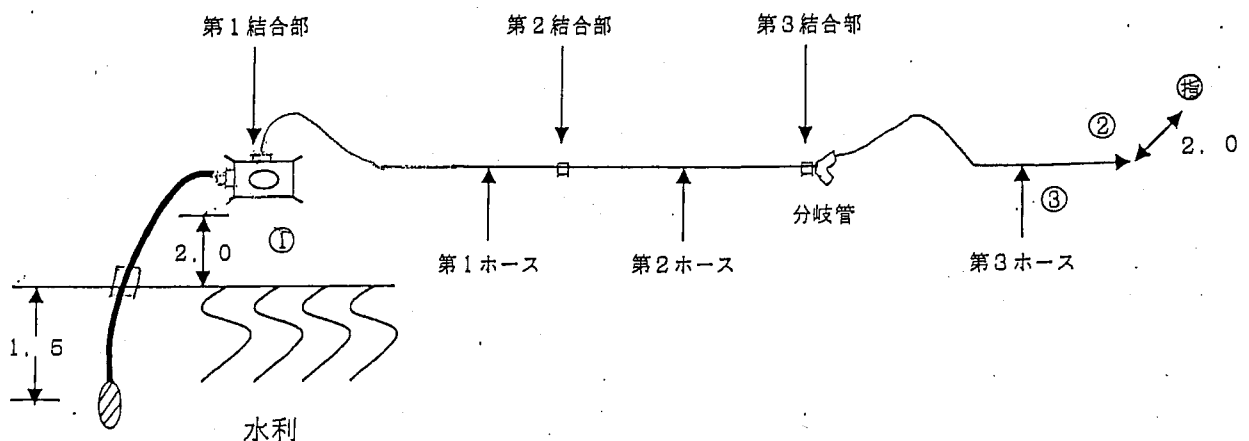
(3) 2番員は、第1号の「操作かかれ」の号令で1番員及び3番員と協力して吸管伸長したのち、筒先を背負い第3ホースを肩担い搬送の要領により右（左）肩に担い、分岐管付近まで搬送して、同号の「止まれ」「分岐管使用」「ホース1本延長」の号令で第3ホースを降ろし、同ホースを二つ折り状態に延長し、おす金具をいったんその場に置き、筒先を降ろして左手で持ち、右手でおす金具を持って筒先に結合したのち、指揮者が示す筒先位置に進み、筒先を構え「よし」と合図して注水姿勢をとる。

(4) 3番員は、第1号の「操作かかれ」の号令で1番員及び2番員と協力して吸管伸長し、続いて第1ホース及び第2ホースの連続延長（第18条第2号に定める要領によるものをいう。）を行ったのち、第3結合部に至り、第2ホース及び第3ホースを分岐管に結合（第56条第2号に定める要領によるものをいう。）し、

第1ホース及び第2ホースの曲がり並びにたわみを正したのち、筒先側の余裕ホースを広げ、同号の「始め」の号令で分岐管の右側に至り、折ひざ姿勢をとり、分岐管の開閉レバーを開き、「始め」の号令を伝達（第249条第1号に定める要領によるものをいう。ただし、「放水始め」と伝達する。）し、筒先側の余裕ホースを整理したのち、2番員の反対側おおむね1歩後方の位置で注水補助の姿勢をとり「よし」と呼唱する。

2 前項の機械器具の配置及び各隊員の位置は第96図のとおりとする。

第96図 機械器具の配置及び隊員の位置



(放水中止)

第260条 小型ポンプ操法における放水中止の要領は、次に掲げる号令及び要領による。

- (1) 指揮者は、「やめ」と号令したのち、3番員の「よし」の合図で左足を右足に引きつけ、右手でとび口を立てて保持し、基本の姿勢をとる。
- (2) 1番員は、放水中止の受達（第249条第2号に定める要領によるものをいう。）を行ったのち、ポンプ放口横1メートルの位置に至り、基本の姿勢をとる。
- (3) 2番員は、3番員の「よし」の合図で左足を引きつけ、待機する姿勢（第29条第2項に定める要領によるものをいう。）をとる。

- (4) 3番員は、第1号の号令で放水中止の伝達（第249条第2号に定める要領によるものをいう。）を行ったのち、分岐管の右側に至り、折ひざ姿勢をとり、分岐管の開閉レバーを閉じ、2番員の反対側おおむね1歩後方の位置に至り、「よし」と合図する。

(収 納)

第261条 前条による放水中止後、機械器具を収納するには、次に掲げる号令及び要領による。

- (1) 指揮者は、とび口をその場に置き、分岐管の左横1メートルの位置に至り、1番員に向かって手による信号を併用して「収め」と号令し、とび口の位置までもどり、とび口を持ち、続いて分岐管を搬送し、分岐管、とび口の順に元の位置に置いたのち、1番員と協力して第1ホースのよじれを正し、続いて吸管ロープを整理し、吸管まくらとともに元の位置まで搬送して置く。
- (2) 1番員は、前号の号令で同号令を手による信号を併用して復唱し、ポンプ計器盤側に至り、エンジンを停止して「停止よし」と呼唱したのち、第1結合部及び第2結合部を離脱し、3番員と協力して第2ホースのよじれを正し、続いて指揮者と協力して第1ホースのよじれを正したのち、第1ホースをおす金具からうず巻きにし、肩担い搬送の要領により搬送し、元の位置に置き、2番員及び3番員と協力して吸管収納（第50条第2号から第4号までに定める要領によるものをいう。以下この条において同じ。）を行い、集合線にもどる。
- (3) 2番員は、第1号の号令で「よし」と復唱し、筒先を離脱して背負い、3番員と協力して第3ホースのよじれを正したのち、第3ホースをおす金具からうず巻きにし、肩担い搬送の要領により搬送し、元に位置に置いたのち、筒先を降ろし元の位置に置き、1番員及び3番員と協力して吸管収納を行い、集合線にもどる。
- (4) 3番員は、第1号の号令で「よし」と復唱し、分岐管に至り第2ホース及び第

3ホースを分岐管からそれぞれ離脱し、2番員と協力して第3ホースのよじれを正し、続いて1番員と協力して第2ホースのよじれを正したのち、第2ホースをおす金具からうず巻きにし、肩担い搬送の要領により搬送し、元の位置に置き、1番員及び2番員と協力して吸管収納を行い、集合線にもどる。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

(消防局警防部消防救助課)